

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月27日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	茨城県
3. 市区町村名	潮来市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.itako.lg.jp/

執行機関名 潮来市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	潮来市医療福祉費支給に関する条例(昭和51年条例第28号)による医療福祉費支給事務であって規則で定めるもの(ひとり親)
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		潮来市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一 第一の項 潮来市医療福祉費支給に関する条例(昭和51年条例第28号)による医療福祉費支給事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第1条	潮来市医療福祉費支給に関する条例(昭和51年条例第28号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。	第一条 この条例は、妊産婦、小児、母子家庭の母子、父子家庭の父子、重度心身障害者等の健康の保持促進を図るため、その医療費の一部を助成し、これらの者の生活と安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		潮来市医療福祉費支給に関する条例(昭和51年条例第28号) 潮来市医療福祉費支給に関する条例施行規則(昭和51年規則第13号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号	潮来市医療福祉費支給に関する条例(昭和51年条例第28号)第2条及び第5条 潮来市医療福祉費支給に関する条例施行規則(昭和51年規則第13号)第3条第2項
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第一号(同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。)の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	ひとり親家庭の母又は父に対する医療費の一部助成の受給資格に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 36 条 項 1 号 イ	潮来市医療福祉費支給に関する条例(昭和51年条例第28号)第5条第1項第2号及び第2項並びに第3項 潮来市医療福祉費支給に関する条例施行規則(昭和51年規則第13号)第3条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	当該請求に係る母子家庭の母子(潮来市医療福祉費支給に関する条例(昭和51年条例第28号)第2条第1項第3号の母子家庭の母子をいう。)又は父子家庭の父子(潮来市医療福祉費支給に関する条例(昭和51年条例第28号)第2条第1項第4号の父子家庭の父子をいう。)若しくは当該者の子又は主として当該者の生計を維持する者(扶養義務者)に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
特定個人情報4		